

デジタルアーカイブの差別用語の取扱いの課題 ～オーラルヒストリーの記録から～

後藤 忠彦（岐阜女子大学）、加治工 尚子（岐阜女子大学）

地域の人々の話、社会で活躍・貢献した人の話、政治家などのオーラルヒストリーがデジタルアーカイブ化され、保存されるようになってきた。また、印刷物の自分史と同様にデジタルアーカイブを用いた自分史も作られるようになってきている。これらは、デジタルアーカイブとして大変重要なコンテンツであり、一つのことを成し遂げた人の話などは、他の人が伝えるよりも重みがあり、聞く、見る人の心に響くものがある。とくに、沖縄の戦時体験などの場合、話し方は上手ではないかもしれないが、他の語り部の話よりも実体験者の話しには何か違いを感じる。

（１）時代による差別の違い

ところが、地域の人々の話（たとえば戦時中の体験など）の中には、現在では、差別的な用語が使われていることがままある。（当時としては、差別用語とは受け止めていないため）または、その逆の場合もある。たとえば、戦前は、子どもが学校で身につける布の種類で差別があった。しかし、現在では、その布は貴重な布であったり、高価になっていたりすることもある。とても差別だとは考えられない。時代や社会の変化とともに差別用語の取扱いも異なってくる。当時は差別との意識がなくても、現在の視点では、差別になることがあり、オーラルヒストリーのデジタルアーカイブ化において悩ましい事例の一つである。

（２）昔の話の中での用語の注意

時代とともに差別用語としての受け取り方が変わる用語と変わらない用語がある。その受け止め方は、社会の変化によって大きく違ってくるため、注意が必要である。とくに、江戸時代の封建社会の身分観念による士農工商等の順位付けによる差別は、明治時代以降にも差別構造を残存させ、その時代の差別的な用語がときには、オーラルヒストリーの中で使われることがある。とくに一昔前（明治、江戸時代）から伝承される話の中には、差別用語が使われることがあるため注意したい。これらのことは、オーラルヒストリーの中だけにおこるものではなく、古いドラマ（たとえば、時代劇など）の中には、映像も含めて問題となる場合などがある。よく、テレビ等で「作品のオリジナリティを尊重し、そのまま放送します」などの断りがテロップで示されるこ

とがある。原作、著作権等の問題もあり、デジタルアーカイブの取扱いをどのようにすべきかが課題となる。(最近では人種差別問題に注目が集まり、有名作品の放送・配信を止めた事例もある)

その対策として、オーラルヒストリーの撮影・記録の際、はじめに話者に対して差別用語等に注意するよう依頼し、もし話された時には、後で訂正する許可を得ておくことが望ましい。(差別用語、表現、映像等については著作権の同一性保持権の放棄の承諾を得ておくとい)

(3) 口癖として出る言葉

言い慣れて癖のようにいつも出る言葉(差別用語)がある。たとえば、かつて有名な政治家で「片手落ち」とよく話される人がいて、テレビでその言葉と話すと、すぐ「今、不穏当な〇〇〇がありました」とテロップで断りが提示されていた。(事前に用意されていたのか)

オーラルヒストリーなどの話しの中でも、本人は差別用語と受け止めておらず、つい口癖で出てしまう言葉については、デジタルアーカイブとしてどのように処理すべきか、ガイドを作る必要がある。

(4) シソーラスも含めた差別用語の取扱い ～「婦人議員」で叱られる～

1990年代には、各分野でシソーラスが作られ、その中で差別用語の問題が取りあげられていた。筆者は、かつて、国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)の「婦人教育シソーラス」開発の手伝いをしたことがある。そのときにも女性に関する差別用語が検討された。たとえば、筆者が「婦人議員」(現在は女性議員)と発言したところ、「座長が『婦人議員』と言われては困る」と即座にお叱りを受けた。そこで、「なぜ国立婦人教育会館は『婦人』を用いているのか」と質問したところ、「法律で決められているので」と返答された。(その後、全国的に女性会館となる)

このように、主婦(最近は主夫もあるが)、婦人を始め、多くの用語が差別用語として検討された。中には、歴史的、文化的に価値のある用語もあった。しかし、今も、産婦人科(医学)などのように専門的な用語として使われる例もある。各種の分野でデジタルアーカイブとして差別用語と著作権、プライバシー権などの扱いについて検討し、ガイドラインを出すべきである。

(5) 学会等での検討事例

1992年に公表された日本民族学会の研究倫理委員会報告¹では、差別用語の扱いについて「慎重にならざるをえない」としながらも「禁止用語リスト」には「賛成できない」とある。その根拠として、「ある用語を禁止することによって差別の実態とそれに関する歴史過程が隠蔽される懸念」と「禁止される用語は差別用語としての威力を高める、という逆効果現象」をあげている。

そして、「時代とともにその意味・使い方が変化」し、「国内・国際情勢が変わるにつれて『正しい』用語が変化するので、用語を一律に規定することは不可能であり、無意味でもある」としつつも、調査者には、用語に対する感性を研ぎすますこと、認識を高める努力が求められている。

現在、研究成果は広く一般に公開されてしまう可能性が高い。より一層の配慮が望まれる。

¹ 祖父江孝男(1992)「民族学研究」57(1), pp.70-91. とくに、7) 語彙の使用法の問題:(1)差別語の問題(黒田悦子),8) 語彙の使用法の問題:(2)記述言語の問題(スチュアート・ヘンリ)参照。